

用するとしているが、現状では対応しきれない。子どもたちの安全のためにスクールバスを導入すべきと思うがどうか。

三点目に児童館設置についてです。

印旛郡市の中で唯一児童館がない八街に、小中学生が安心して過ごせる場所として、児童館を早急に設置すべきと思うがどうか。

市長 児童館について、八街駅北側地区に子どもやお年寄りまで利用できる施設を検討中であり、その中で考える。

教育長 不登校の児童・生徒に対して、今後も学校関係者、スクールカウンセラー等による教育相談及び不登校解消のために取り組むたい。安全確保は、交通安全故防止のために、交通安全教室や街頭指導を行っている。不審者の対応には、「早く帰る、行かない。」などと指導している。不審者情報のメール配信サービスも準備中である。

スクールバス導入については、財政状況から実施できない。循環バスを利用してほしい。

問 現在の学校の人員数で

は県下最悪の不登校を解決できないのは明らかである。真剣に解決しようとする姿勢があるのかが問われている。来年度の予算に向けて人員増を強く要望すべきである。

教育次長 今後も教職員の定数増を県・国に要望したい。

交通安全対策

問 一点目に市道6区1号線の改善についてです。この道路は大型車の往来が激しく、住民から「身の危険を感じる」という声が上がっている。道路の拡幅整備計画を立て、当面大型車の進入禁止を実施できないのか。

二点目に八街十字路に右折レーンの設置についてです。3月議会において求めた際、市長は「県に要望する」と答弁されたが、その後どのように進展したのか。

三点目に交通の支障になる電柱の撤去についてです。「すずこつ」から「やまちょう」に通じる市道110号線、3区35号線は電柱が交通の障害になっている。「自転車に乗っている人や歩行者が危ない目

に遭った」などと、住民からの声が上がっており、早急な対策が必要と思うがどうか。

市長 市道6区1号線の大型車両の通行制限は道路法等から難しい。また、この道路の全線にわたる拡幅計画はない。八街十字路の右折レーン設置は今後も要望する。電柱の撤去は、区長さん等から撤去の要望は出ていない。通行に支障があれば移設するが、狭い路地等では、電柱の陰に隠れて身を守ることもできるので一概に道路からなくすことは得策ではない。



道路に立つ電柱 3区35号線

個人
質問
右山 正美

問 国民健康保険の引き下げについて伺う。

市民の声は「毎回、毎回保険料が高くて払えない」など悲痛な叫び声が聞こえる。18年度の住民負担の市

税収増は6億1千万円あり、保険税一世帯1万円引き下げでも1億5千万円あれば十分である。払える国保税にするために引き下げを強く求める。

市長 財政状況が厳しいので、現時点での引き下げは難しい。

問 予防医療の推進についてですが、スポーツプラザのトレーニング器具を充実させ、インストラクターを配置し、市民の健康増強を図ることや、各区に保健推進員を配置し、予防医療を進めてはどうか。

市長 インストラクターの配置は相当の財政負担が伴うため難しい。保健推進員の体制の充実を努める。

問 減免制度等の拡充について伺う。国民健康保険法44条、77条の減免要綱はどのくらい利用されているのか。市民に制度の拡充と周知徹底を図るべきと考えられているが、広報等で啓発に

がどうか。
市長 13件の申請があった。納税通知書に記載されているが、広報等で啓発に

介護保険

問 保険税・利用料の軽減制度についてです。

「年金が減って、介護保険料負担がきつい」など高齢者の負担は限界にきている。国に25%から50%に国庫負担の引き上げを求めるべきであり、市独自の保険料・利用料の軽減を住民税増税分で還元すべきである。また、障がい者控除認定書の交付をすべきであるがどうか。

市長 国に対して全国市長会で要望する。市民税収入での独自の減免は考えていない。障がい者控除対象者認定の制度は周知徹底していく。

問 居住費・食料費の減免支援を求める。昨年10月から、居住費や食料費が保険から外され、経済的理由から退所者が出ている。減免支援をすべきであるがどうか。

市長 補足的給付があり、市独自の助成措置は考えていない。

国民保護計画

問 たった15日間の期間で

は、市民に全容と重要性が十分わからないまま決定されることとなる。周知徹底をすべきである。また、「平和都市宣言」を基本にし、市民への協力は強制でないように書き込むべきであるがどうか。

市長 罰則規定は生命、財産を守る上で必要。広報等を通じてパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんの意見を取り入れる。今後、市国民保護協議会で審議し、のち県と協議する。

議事を傍聴しませんか

議会は、市民の方々にとって身近で生活に密着した問題が審議されます。

傍聴希望の方は、本会議当日に傍聴者受付で住所・氏名・年齢をご記入いただければ傍聴できます。皆さんお誘いのうえ議会傍聴においでください。(先着順30名)